

令和3年第5回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和3年3月26日 午前10時00分		
	場 所	庁議室		
開 会 日 時	令和3年3月26日 午前10時00分			
閉 会 日 時	令和3年3月26日 午前11時10分			
出 席 委 員	田 辺 正 保			
	濱 秀 利			
	森 脇 直 美			
	成 澤 幸 恵			
欠 席 委 員				
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之		
	委 員	濱 秀 利		
会議出席 者	教 育 長	酒 井 裕 之		
	事務局職員	管理課長	真里谷	隆
		指導室長	廣 瀬	巧
管理課長補佐		車 塚	洋	
学校給食センター所長		櫻 庭 康	江	
生涯学習課長		早 川 知	記	
海事記念館長		三 浦 博	哉	
情報館長		秋 田 裕	子	
スポーツ課長		高 橋 俊	彦	
その他の者				

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第1号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第10号	厚岸町教育事務評価委員の委嘱について【原案可決】
	議案第11号	厚岸町立教育研究所長の任命について【原案可決】
	議案第12号	厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第13号	厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第14号	厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第16号	厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について【原案可決】
	議案第15号	厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第16号	厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について【原案可決】
	議案第17号	「第三次厚岸町子ども読書活動推進計画」の策定について【原案可決】
	議案第18号	厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第19号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第20号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
	議案第21号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて 【原案可決】
	議案第22号	厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第23号	厚岸町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 【原案可決】
	議案第24号	厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令の制定について 【原案可決】
7	(協 議)	
	協議第 2 号	令和 3 年度厚岸町立学校入学式の参列者について【協議済】
8		閉会

令和3年第5回厚岸町教育委員会

令和3年3月26日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和3年第5回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会の
会期を、本日、3月26日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を、本日、3月26日の1日間といたしま
す。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和3年3月23日に開会した第4回教育委員会の会議録の
承認についてありますが、会議録署名委員の田辺委員、
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして
承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま
す。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定によ
り、濱委員を指名いたします。

●教育長

日程第5、報告第1号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長

ただいま上程いただきました、報告第1号「教育長の報告すべき事項」について、ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。内容は、令和2年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況についてであります。

3月16日に発表された令和3年度道立高等学校入学者選抜合格発表の後、各学校の進路状況についてとりまとめた、町内中学校3校の3年生77名の進路志望状況についてご報告いたします。2ページ説明資料をご覧ください。

対象生徒77名のうち、76名が進学を希望しており、1名が家事従事となります。今年度は、特別支援学校への進学者はおりません。

表の下欄進路状況の内訳をご覧ください。12月10日現在から若干の志望校の変更がありました。公立高校と私立高校の併願者もいるため、内訳の合計数は、在籍生徒数より多くなっております。今年度は、第2次募集に出願した生徒は0名で、全員が志望校に合格しております。

厚岸翔洋高校への志望数は、普通科が10名、海洋資源科が7名の合計17名で、全体の22%となっております。前回調査より1名の増です。

釧路管内への進学は、湖陵高校8名、江南高校5名、北陽高校10名、明輝高校7名、釧路工業高校13名、釧路商業高校6名、標茶高校1名、釧路高専3名となっており、合計が53名で全体の69%となっております。

管外の高校の合格者は7名で約10%となっております。

最終進学先は、併願生徒の進学先が確定した段階で確

定となります。

以上、大変簡単であります。令和2年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況についての報告を終わります。

●教育長 内容は、町立学校中学校卒業生進路状況についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 厚岸翔洋高等学校の2次募集については、志願者はいるのでしょうか。

●指導室長 何名ということは押さえておりませんが、志願者がいるとは学校から聞いております。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第1号を終わります。

(はい。の声)

●教育長 日程第6、議案第10号「厚岸町教育事務評価委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第10号「厚岸町教育事務評価委員の委嘱について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいと思います。

厚岸町教育委員会の事務の点検評価を実施するに当たり、学識経験者の知見を活用する方法として、厚岸町教育事務評価会議設置要綱第3条第2項の規定により、厚

岸町教育事務評価委員を委嘱しようとするものであります。

委員の氏名等でございます。性別、生年月日等は記載のとおりですので、省略させていただきます。

一人目が山田和弘氏、二人目が竹本和彦氏、三人目が玉井康之氏。

任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間となっております。

今回、委嘱しようとする委員全員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受け、同法第27条第1項に規定された報告書を作成し、町議会に提出し公表を始めた、平成21年度から委員をお願いしているものでありますが、今回も引き続き委嘱を申し上げたく上程するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第10号「厚岸町教育事務評価委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

●教育長 内容は、任期満了に伴う厚岸町教育事務評価委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第11号「厚岸町立教育研究所長の任命につ

いて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第11号「厚岸町立教育研究所長の任命について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧くださいと思います。

厚岸町立教育研究所運営委員会委員については、10名の委員で構成されておりますが、令和3年4月1日付けで同所長藤森真中校長が町外に転出することに伴い欠員が生じるため、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第5条の規定により、新たに所長を任命いたしたく、本議案を提出するものであります。

委嘱する者の氏名であります。沼田卓二氏であります。太田中学校の校長先生であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

6ページをお開き願います。

参考として、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の関係条文の抜粋と、令和3年3月31日現在の所長名簿を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第11号「厚岸町立教育研究所長の任命について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

●教育長

内容は、欠員による厚岸町立教育研究所長の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第12号「厚岸町学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●給食センター所長 ただ今、上程いただきました、議案第12号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

令和3年4月1日付けで厚岸小学校長であります古森委員が町外転出いたします。それと厚岸中学校長であります西澤委員の厚岸町校長会の役職替えに伴う退任の申し入れにより、新たな2名の推薦がありましたので、厚岸町学校給食センター管理条例第4条の規定により、前任者の残任期間を補欠委員として委嘱いたしたく、本案を提出するものであります。

氏名は真龍小学校長佐野哲哉氏と太田小学校長富田義宏氏であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

なお、議案書8ページに参考といたしまして、令和3年3月31日現在の名簿を表記しております。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認

いただきますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、欠員による厚岸町学校給食センター運営委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第13号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」、議案第14号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課長 ただ今上程いただきました、議案第13号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」及び議案第14号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

本年4月1日付けで真龍小学校教頭国井彩子委員が町外転出することに伴い、同委員に欠員が生じることから、厚岸町文化財保護条例第5条の規定により新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

氏名等であります。

氏名、佐久間勝教氏、住所、生年月日、性別等は記載のとおりで、職業は教員で真龍小学校の教頭であります。

任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

本年4月1日付けで真龍小学校教頭国井彩子委員が町外転出することに伴い、同委員に欠員が生じることから、厚岸町海事記念館条例第6条並びに厚岸町郷土館条例第6条及び厚岸町太田屯田開拓記念館条例第6条の規定により新たな委員を委嘱したく、本議案を提出するものであります。

氏名等及び任期につきましては、議案第13号と同様です。省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、議案第13号及び第14号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、欠員による文化財専門委員会委員、郷土館運営審議会委員及び太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱と海事記念館協議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第15号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課長 ただいま上程いただきました、議案第15号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」、その提案理由を説明申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。

厚岸町スポーツ推進審議会の委員につきましては、第1号委員として学識経験者と、第2号委員として関係行政機関の職員から選任することとなっています。

この度、令和元年10月1日付けで任命された委員のうち、2号委員の1名について、厚岸町教頭会において役職替えにより退任の申し入れと、新たな委員1名の推薦があったので、スポーツ基本法第31条並びに厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条及び6条の規定により、前任者の残任期間を補欠委員として任命いたしたく、本案を提出するものであります。

任命する委員であります、1氏名等は、氏名は立花幸宏氏、性別、生年月日、住所は記載のとおりで、職業は太田中学校教頭であります。

2任期につきましては、令和3年4月1日から令和3年9月30日であります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、欠員による厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです

か。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第16号「厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課 ただいま上程いただきました、議案第16号「厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について」、その提案理由を説明申し上げます。

議案書の16ページをお開き願います。

厚岸町学校施設開放主事等につきましては、厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第4条第1項の規定に基づき設置され、同条第2項の規定により教育委員会が委嘱することとなっております。

この度、令和3年3月31日で任期満了となる厚岸町学校施設開放主事及び副主事について、厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第4条第2項の規定により新たに委嘱いたしたく、本案を提出するものであります。

1氏名等ではありますが、主事として太田中学校教頭であります、立花幸宏氏を、副主事として利用者であります、佐藤洸太氏を委嘱するものであります。性別、生年月日、住所、職業は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

任期につきましては、令和3年4月1日から、令和4年3月31日までであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、任期満了にともなう、厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第17号「第三次厚岸町子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●情報館長 ただいま、上程いただきました、議案第17号「第三次厚岸町子ども読書活動推進計画の策定について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

第二次厚岸町子ども読書活動推進計画が今年度で計画期間が終了することに伴い、「第6期厚岸町総合計画」及び「第9次厚岸町社会教育中期計画」との整合性を図り、厚岸町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を継続して推進するべく本計画を策定するものであります。

平成13年12月に、子どもがあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を促進することを基本理念とする「子ど

もの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、同法第9条第2項により、市町村は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び都道府県の「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を基本とし、当該市町村における子どもの読書活動の状況を踏まえ「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するよう努めなければならないとされております。

このことから、厚岸町では、平成23年度からの第一次計画、平成28年度からの第二次計画を策定し、子どもの読書推進にかかわる事業を進めており、このたび、引き続き令和3年度からの第三次計画となるものです。

なお、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であります。

計画の内容については、議案第17号説明資料「第三次厚岸町子ども読書活動推進計画（案）」にてご説明させていただきますが、基本的に前回の第二次計画を踏襲しております。このため別添の参考資料は、前回（第二次）から今回変更した内容を新旧対照表として配布させていただいております。

説明資料のおもて表紙をお開きいただき、はじめに目次であります。

この計画書は、大きく3つからなっており、最後に資料編となっております。今回の計画は、前回の第二次と構成は変わっておりません。

1 ページから5 ページまでは、子ども読書活動の意義と、1 「厚岸町子ども読書活動推進計画策定（第三次）の基本的な考え方」として（1）「計画策定の趣旨」から（6）「計画の対象」までの構成となっております。

6 ページから17 ページまでは、2 「子ども読書活動の推進に向けて」として、（1）「家庭における子ども読書活動の推進について【本に出会う】」から（5）「地域に

おける子ども読書活動の推進について」までの構成となっており、各々「現状と課題」「今後の方向」「具体的な取組」などを示しております。

また、昨年7月に実施した小学校3年生から中学校3年生までを対象とした、子ども読書についてのアンケート調査の結果を基に、前回の第二次と比較しており、家庭については、令和元年度の就学前子ども読書についてのアンケート調査の結果を、同じく前回の第二次と比較している内容となっております。

18ページは、「3計画の効果的な推進に向けて」は、(1)啓発・広報、として「現状と課題」「今後の方向」「具体的な取組」を示しております。

最後に19ページからは資料編となります。

資料編では、「子どもの読書活動の推進に関する法律について」、令和元年10月の就学前健診時に保護者の方をお願いして実施しました「子ども読書についてのアンケート調査結果」、そして、昨年7月に実施しました「小中子ども読書についてのアンケート集計結果」の資料となっております。

なお、本計画につきましては、昨年12月22日及び本年2月9日に開催した情報館協議会において、各委員に意見等を求め、取りまとめて計画を修正しました「案」を示し、再度の意見等がなかったことから、ご理解、ご承認をいただいております。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

●教育長

内容は、「第三次厚岸町子ども読書活動推進計画」の策定についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員

2点、あります。まず、この計画の9ページから小中学校の読書活動の対比が数字で示されていますが、その

中で、特に中学生の読書率が減っているということで、小学校では、学校司書の配置がなされており、学校図書館もかなり改善され、読書しやすい環境作りができてきたと思うのですが、一方で、中学校の図書室の現状はどうなっているのかなというのが気になっています。今のままではなかなか読書しやすい環境とは言えないのではないかとということで、ぜひとも中学校の図書室の整備を重点的におこなってもらいたいという点が1点。

もう1点が、情報館システムを更新するというので、学校司書との連携、学校図書館との連携という点を、どういう形で取組んでいくのか、そういう点もこの計画に盛り込んでいった方がいいのではないかとということ。その点、検討願えればと思うのですが。

●管理課長

1点目の学校司書の関連ということでお答えします。確かに学校司書は、真龍小学校と厚岸小学校に1名ずつ配置しており、実際に教育委員の皆様が現地を視察していただいて、かなりの効果があると認識していただいたことと思います。

今後は、まず、小学校で学校司書が配置されていない太田小学校についても、学校司書と学校におられる図書教諭との連携をまず考えていこうと思っております。

また、中学校につきましても、小学校の学校司書の配置年数が経ってきて蓄積もあることから、中学校との連携も視野に入れながら業務を進めていければと考えているところです。

一番理想的なのは、各学校に1名ずつ学校司書が配置できればいいのですが、なかなか人材もないということで難しい部分があります。

ですが、ただそれを傍観するだけではなく、やはりこれまで蓄積してきたノウハウを学校におられる図書教諭の方や担当の先生方と連携しながら取組んでいこうとい

う、そういう検討を令和3年度以降に進めていこうと考えているところです。

●情報館長

2点目の質問について、ご説明します。

令和4年度に情報館の図書管理システムの更新事業があります。町長部局からも学校司書との連携が指摘されておりまして、学校図書館との連携も視野に入れて更新するよう指示を受けております。令和3年度中にこれらの部分をどのよう構築していくかということ協議いたしまして、令和4年度にシステム更新を取り進めてまいります。

ただ、これは管理課等も含めたなかで打合せとなると思います。小学校は学校司書がいますが、中学校はおりませんので、中学校をどのように考えていくのか、今後の課題となるのかなと思っております。

●濱委員

ぜひとも、せっかくシステム更新するのであれば、中学生のアンケート結果の数字にも表れていますが、結局、読書環境が整えられる形でのシステム更新ができるのであれば、ぜひとも、小中学校との連携をより深めていただいて、少しでも読書する習慣が身につくような環境作りを進めてあげたいなと思います。

●田辺委員

私からは、今回の推進計画には、直接、関係ないのですが、参考までに伺いたいと思います。

1年以上にわたって、新型コロナウイルス感染症の影響で外出制限だとか、情報館でも一時休館という時期もありましたが、このコロナ禍の影響で、情報館における利用者というのか、図書の貸出冊数も含めて、かなりの影響があったのかどうかという点、概要で結構ですので、その辺りのことについてお教えいただければと思うのですが。

●情報館長

この一年間は、昨年3月末から5月にかけて休館という事態になり、やはり施設の利用者は少ないと言わざるを得ません。つまり、サークル団体や作品展示といった、個人の利用が少ない状況でした。

また、この休館中に宅配サービスも実施しましたが、このサービスの需要はありました。「こういう時期に自宅まで届けてくれてありがとう」という利用者からのお言葉もいただきました。

やはり人口減もあり、年々、図書館利用・来館者は減少していますが、創意工夫しながら、展示やいろいろな企画を展開し、多くの皆様に来館していただき、本を貸し出すということを、日々、職員一同心がけております。実際、貸出数・利用者数には浮き沈みがあるのは事実です。ただ、図書資料の貸出には冊数の制限がありませんので、自宅で本を読むだとか、DVDを借りるだとか、そういう利用は平均してございます。

●田辺委員

こういうコロナ禍の状況で、逆に在宅が多くなるのだから、一方では図書館の本を借りてきて自宅で読書する機会は増えたという、そういう現象も起きていると一部報道がされていまして聞いてみました。

厚岸の情報館も、目に見えてコロナの影響で極端に利用が減ったというような状況ではないということですのでよろしいですね。

●情報館長

はい、そのとおりです。

●教育長

貸出数を月ごとで見えていく、コロナ禍以前の年の同月を上回った月もありましたよね。

●情報館長

はい、そういう月もありました。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第18号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課 長 ただいま上程いただきました、議案第18号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書19ページであります。

先般、「厚岸町太田地区公民館条例の一部を改正する条例」を令和3年厚岸町議会第1回定例会に提出し議会の議決を得、令和3年3月31日から施行されることになりました。

これにより、厚岸町太田地区公民館は同日から廃止となるため、当該厚岸町教育委員会事務局処務規則における所管施設から太田地区公民館を削る必要があるため、本規則を制定しようとするものです。

なお、説明は、別にお配りしている議案第18号説明資料の新旧対照表により行いますので、ご覧いただきたいと思っております。

第2条第2項の表中の生涯学習課所管施設から「厚岸町太田地区公民館」を削るものであります。

議案書19ページにお戻りください。

次に「附則」であります。この規則は、令和3年3月31日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、お願いいたします。

- 教育長 内容は、太田地区公民館の廃止に伴う厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第19号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第19号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書の20ページをお開き願います。

「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規

程」において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動によりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。

内容については、議案第19号説明資料「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令新旧対照表」にてご説明いたします。

まず、教育委員会事務局ですが、これは管理課・生涯学習課・スポーツ課の職員になりますが、社会教育主事1名退職に伴う職種定数減により、職員数の計は18人から17人と1名、定数減となっております。

次に、教育機関の職員ですが、海事記念館の欄は、主幹・係長が2名から1名に、主査・主任・主事は、1名から2名に改める内容となっております。温水プールは、発令による職種の減及び定数減により2名から1名となっております。

教育委員会全体では35名から33名となり、2名減の定数となっております。

議案書21ページにお戻り願います。

「附則」でございます。この訓令は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上簡単ですが、議案第19号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、4月1日付け人事異動にともなう、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第20号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第20号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その内容と提案理由についてご説明申し上げます。議案書22ページをご覧ください。

「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱」については、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒及び就学予定者の保護者に対して援助を行うための要保護及び準要保護児童生徒の認定及び認定者に対する就学援助費の支給について定めることを目的としております。

今回の改正については、災害や感染症の影響による臨時休業などにおける準要保護世帯の子どもたちの学びの保障をすることを目的として、オンライン学習通信費について、令和3年度から国の補助対象となり、それに合わせて当該援助費目を追加を行うため、本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第20号説明資料「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び

就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令「新旧対照表」により説明させていただきます。

第2条第3号及び第4条第2号中「及び卒業アルバム代」を「卒業アルバム代及びオンライン学習通信費」に改めるものであります。

議案書22ページにお戻り願います。

「附則」でございます。この訓令は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第20号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、支給費目の追加に伴う要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員

オンライン学習の通信費とあるのですが、もし、オンライン学習をすることになった場合、通信費以外に費用がかかることはないのでしょうか。オンライン学習で使う本だとか、資料だとか、そういうものも通信費に含めていいのではないかなどと思うのですが、その点いかがでしょうか。

●管理課長

まず、オンラインの関係ですが、オンライン学習をするにあたり、オンラインの環境が整っている家庭とそうでない家庭とがございます。以前、アンケート調査を実施した結果、厚岸町内には、小学校で25世帯、中学校で15世帯、計40世帯でオンライン学習ができる環境にない世帯があることがわかりました。それら世帯については、モバイルルーターをお貸しして、それにSIMカードが入

っておりますので、それを使っただけであれば経費はかかりません。

ただ、通信環境にある家庭のなかで、要保護・準要保護世帯については、その分、通信費がかかるだろうということで、国の要綱で項目が一つ増えまして、年間12,000円の助成となっております。月に直しますと一ヶ月1,000円となります。この基準を適用して、長期休業や災害等での休業によって学校活動が滞る場合に、月1,000円の補助をすると考えているところです。

さらに、それに伴う教科書なり資料等については、もし、あればそれは当然公費対象になりますので、対象にしていくことになると思われま

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第21号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第21号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」、

その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書23ページをご覧ください。

この要領については、議案第20号で説明しました要綱に定める援助費の支給に係る事務の処理について定めることを目的としております。

今回の改正については、議案第20号の要綱同様、オンライン学習通信費について、令和3年度から国の補助対象となり、それに合わせて当該援助費目を追加を行うため、本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第21号説明資料「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令新旧対照表」により説明させていただきます。

第2条第1項第13号、「支給費目にオンライン学習通信費」を追加し、意義として「ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるのにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機械の購入又はレンタルに係る費用を含む。）」にするものであります。

第3条第1項第13号、「支給費目にオンライン学習通信費」を追加し、対象学年を「小学校及び中学校の全学年」にするものであります。

第8条第2項第13号、「支給費目にオンライン学習通信費」を追加し、支給方法を「後期に支給」するものであります。

第9条第1項第11号、「支給費目にオンライン学習通信費」を追加し、返還方法として「取消日の属する月の翌月分からの支給済額を月割りで返還させる」規定とするものであります。

第10条第1項第13号、年度途中認定者の就学援助費の支給の規定として、「支給費目にオンライン学習通信費」

を追加し、支給方法として「認定日の属する月分から月割りで支給する。」に、第3項第3号に支給費目の追加に伴う引用号番号を訂正するものであります。

第7条関係、別記様式第1号及び第2号については、国の様式変更に伴い、それに合わせて記載のとおり、追加、変更しております。

議案書25ページにお戻り願います。

「附則」でございます。この訓令は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第21号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、支給費目追加に伴う要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第22号「厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました議案第22号「厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書26ページをご覧ください。

厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱については、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため交付する特別支援教育就学奨励費の支給について定めることを目的としております。

今回の改正については、令和3年4月1日より文部科学省の基準において、オンライン学習通信費の支給対象を拡充し、令和2年度税制改正等を受けて収入額の算定方法について改正することから、当該基準に合わせて当該援助費目の追加を行うため、本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第22号説明資料「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」により説明させていただきます。

第3条関係別表1中、支給対象経費欄に「オンライン学習通信費」を追加し、定義として「ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機械の購入又はレンタルに係る費用を含む。）」にするものであります。

第8条関係別表2中、区分欄に「オンライン学習通信費」を追加し、支給時期を「随時」とするものであります。

議案書27ページにお戻り願います。

「附則」でございます。この訓令は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第22号「厚岸町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、特別支援教育就学奨励費の支給対象経費区分及び支給対象者の申請に係る様式等の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第23号「厚岸町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課 長 ただいま上程いただきました、議案第23号「厚岸町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書28ページであります。

先般、「厚岸町太田地区公民館条例の一部を改正する条例」を令和3年厚岸町議会第1回定例会に提出し議会の議決を得、令和3年3月31日から施行されることになりました。

これにより、厚岸町太田地区公民館は同日から廃止となるため、当該厚岸町公民館条例施行規則における施設から太田地区公民館にかかる規定を削る必要があるため、本規則を制定しようとするものです。

なお、説明は、別にお配りしている議案第23号説明資料の新旧対照表により行いますのでご覧いただきたいと思えます。

第2条は職員にかかる規定であります。このうち太田地区公民館が廃止され、中央公民館のみとなるため、第2項の文言を改め、各号を削る改正であります。

議案書28ページにお戻りください。

次に「附則」であります。この規則は、令和3年3月31日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長

内容は、太田地区公民館の廃止にともなう、厚岸町公民館条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第24号「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課
長

ただいま上程いただきました、議案第24号「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書29ページであります。

行政事務の見直しにより、本年4月1日から、総合政策課所管の町史編さん事務のうち、「町史の編集」について海事記念館事務となることから当該訓令において事務の追加を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、説明は、別にお配りしている議案第24号説明資料の新旧対照表により行いますのでご覧いただきたいと思います。

第2条では管理係、文化財係それぞれの事務が規定されておりますが、このうち第1号の管理係のうち「ク」を「ケ」に繰り下げ、新たなクとして「町史の編集に関すること。」を追加するものであります。

なお、現在情報館2階の資料室において町史編さんの実務を行っていますが、今後もこの資料室での実務は変わらない予定であります。

町としましては、企画部門で町史編纂を所管しており、このうち編集の事務の一部を様々な歴史資料を所管する教育委員会において行なおうとするものであります。

議案書29ページにお戻りください。

次に「附則」であります。この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

●教育長

内容は、海事記念館の分掌事務に町史編集の事務を追加することにもなう厚岸町海事記念館処務規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

- 教育長 ここで暫時、休憩したいと思います。
再開後の協議第2号「令和3年度厚岸町立学校入学式の参列者について」は、管理課長に出席願います。
その他の職員におかれましては、ここでご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

～休憩中～

- 教育長 再開します。次に、協議第2号「厚岸町立学校入学式の参列者について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

～協議中～

- 教育長 では、令和3年度入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、来賓の参列は見送ることといたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第5回教育委員会を閉会します。